平成２１年（フ）第３５６３号
横浜市神奈川区松本町１丁目10番地７　プリンスコーポ小島203号
債務者　和田　　治
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６０７号
横浜市保土ヶ谷区西谷町973番地18　ペルシモンノース301号
債務者　石井　光雄
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２号
神奈川県藤沢市善行１丁目３番地の４　善行コーポ201
債務者　大槻　千代（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２号
横浜市西区戸部本町34番１―102号
債務者　デービスなつき（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３号
横浜市港北区小机町921番地　宗田ハイツ102
債務者　岩本美佐子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目22―12　仲亀ビル201、住民票上の住所横浜市鶴見区鶴見中央１丁目23番14―703号
債務者　三木　正昭
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目50番２―203号
債務者　金子　初子（旧姓吉武）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０号
横浜市緑区北八朔町1631番地１
債務者　堂本　洋一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１号
横浜市港北区小机町281番地　グリーンハイツ201
債務者　宇塚　武雄
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５号
横浜市中区末吉町１丁目21番地　ヒューセット飯田801号室
債務者　磯野　君恵
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１号
神奈川県藤沢市大庭5681番地　ダイアパレス湘南ライフタウン205号
債務者　森村美由紀
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目４番14号　ボナール千代202号
債務者　古橋　操江
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７号
横浜市泉区岡津町2654番地２
債務者　高橋　春男
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８号
横浜市泉区岡津町2654番地２
債務者　西澤　躬子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７号
横浜市西区宮ケ谷55番地12　藤和三ツ沢コープ102号
債務者　徳岡　許見
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７４号
川崎市宮前区馬絹1378番地６　フローラ宮崎台303
債務者　延原　光憲
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係